

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震活動体制計画

担当部署	対策の概要
■ 本部	☐ 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること ☐ 本部員会議及び男鹿市防災会議に関すること
■ 各班	

第1 計画の方針

大規模地震が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、大規模地震が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動の確立を図る。

事の関係機関の長、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接市町村長、一般住民に対して、電話その他の適宜の方法で周知する。

イ 災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁内玄関等に掲出する。

(2) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し、必要があると認めるときは災害対策本部の設置を指示する。

名称	動員	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
男鹿市災害対策本部	第2動員	1. 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 緊急地震速報震度6弱以上（特別警報）が気象庁から発表されたとき 3. 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 4. その他市長が必要と認めたとき	1. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 監査委員長 教育長 消防長 消防団長 各部局長
男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1. 市域で震度4の地震が発生した場合 2. その他市長が必要と認めたとき	1. 気象情報、警報等の受理伝達 2. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	部長 副市長 副部長 総務企画部長 部員 各部局の担当課長 災害対策警戒部を構成する指名職員

※ 災害対策警戒部の本部長は、副市長とする。

資料編 2章-1 節-1「男鹿市災害対策本部条例」

(3) 現地災害対策本部の設置

市長が特に必要認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部には、本部長及び本部員、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員の内から災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(4) 廃止基準

市長は、次の場合でその必要がなくなつたと認められる場合に、それを廃止する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

2 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1) 組織編成

(第2編 一般災害対策編 「組織編成表」を参照)

(2) 事務分掌

(第2編 一般災害対策編 「災害対策本部業務分担表」を参照)

(3) 応急対策実施班

(第2編 一般災害対策編 「応急対策実施班 担当業務表」を参照)

第4 災害対策本部会議の開催

1 災害対策本部長は、災害応急対策を実施する必要があると認められるときは、非常応急対策の指示、総合調査を行うために本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、総務企画部が主催する。

3 会議次第は、概ね次のとおりとする。

(1) 開会

(2) 報告事項

ア 地震、津波、気象情報及び災害情報

イ 動員体制（職員の第2動員の状況）

ウ 各部の措置事項

(3) 協議事項

ア 応急対策の指示

イ 各部門の対策の調整事項についての指示

ウ 他市町村に対する応援要請の要否

エ 自衛隊に対する災害派遣要請要求の要否

オ 災害救助法適用申請の要否

カ 災害状況視察隊編成の決定

キ 被害者に対する見舞金給付の決定

ク 次回本部会議開催予定日時の決定

(4) 閉会

第2節 動員計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	☐ 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること
■ 総務班	☐ 消防団員の招集に関すること
	☐ 職員の動員、安否確認に関すること
■ 防災関係機関	☐ 自主防災組織との連携に関すること

第1 計画の方針

地震災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、地震災害発生時において、所掌事務の被害の把握と災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集し、その活動を迅速、的確に行うことが必要である。このため、職員の動員の基準、動員のための伝達系統を定めておく。

第2 職員の動員

1 動員基準

職員の動員基準は、別途、定める「災害対策本部職員配備計画」による。

(1) 動員体制

ア 第1動員（災害対策警戒部）

特に関係する部課の小数人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制で、状況により第2動員に移行し得る体制とする。

イ 第2動員（災害対策本部）

災害対策本部に関係のある職員で、防災業務に従事する体制とする。

(2) 要員の指名

ア 動員数は災害の種類、規模等により適宜増減する。

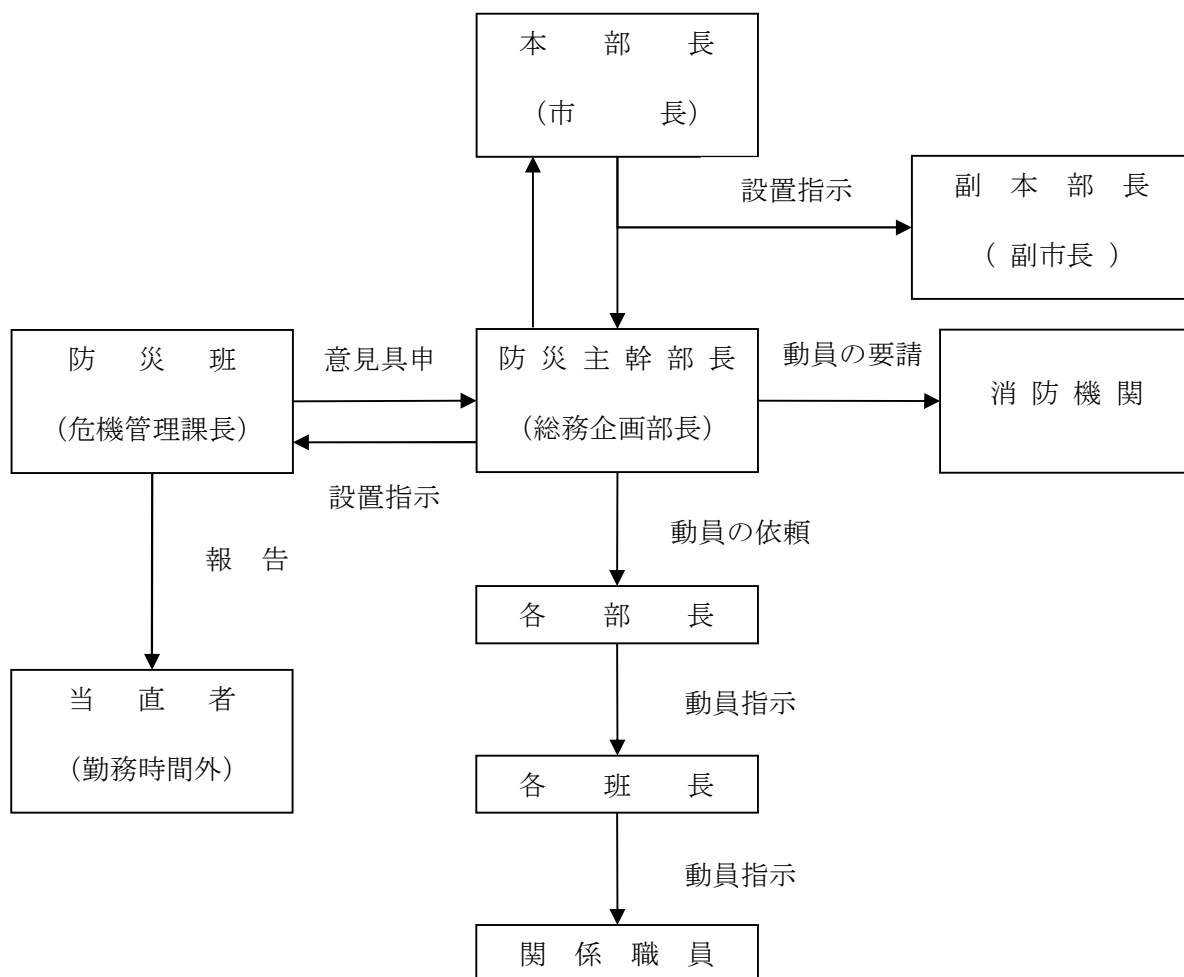
イ 動員の原則は全職員を対象とするが、動員基準に基づき必要とする要員を指名する。

ウ 指名にあたっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。

2 動員指示の伝達系統

(1) 伝達系統

動員の伝達系統は次のとおりとする。



(2) 勤務時間外の参集（休日・夜間）

ア 職員の動員は「動員基準」及び「動員伝達系統」に基づき通知するが、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、動員通報を待たずに自らの判断により登庁する。

イ 動員伝達者及び動員要領に指定されている者は、常にその所在を明らかにしておく。

ウ 動員対象から除外する職員

（ア）病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者

（イ）その他各部長が認める者

エ 被害が甚大と想定される場合

通信が途絶し、被害情報等が把握できない場合、速やかに災害対策本部並びに住民の避難支援や初動活動を行うために、近隣のコミュニティセンターに参集場所を定める。

なお、その際には周囲の状況をよく観察し、参集後報告を行う。

3 職員の心得

(1) 災害が発生したときは、市の防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオなどの地震並びに津波に関する情報に注意し、被災その他やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により自らの判断で勤務場所に登庁する。

(2) 第2動員（全職員）の場合においては、交通途絶などを考慮し、原則として徒歩、自転車、又はバイクで勤務場所に登庁する。また、乗用車を利用する場合は、無理をしないで安全面に特に留意して登庁する。

(3) 登庁した職員は、自己（家族を含む。）の被害並びに登庁中に見聞きした災害の状況等（登庁できない職員はその理由）を所属長に報告する。

(4) 所属長は、職員の報告をもとに災害の状況については災害対策本部事務局に、職員の被災については総務課に報告する。

第3 従事命令者

1 従事命令

市長は、市内の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 従事命令の種類

(1) 従事命令

応急措置に関する業務に従事させる権限

(2) 協力命令

応急措置に関する業務に協力させる権限

3 従事関係者の範囲

市長が応急措置を行うため、当該応急措置に関する業務に従事させることができる者の範囲は次のとおりである。

(1) 市の区域内の住民（市民）

(2) 当該応急措置を実施すべき現場にある者

4 手続き等

公用令書による。

5 災害対応従事者の安全確保

市は、消防団員・職員等の避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者及び支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(1) 津波注意報・警報等が発表された場合、防災無線等により伝達する。

(2) 災害対応従事者の安全確保のための伝達・指令を行う。

ア 津波警報発表時には、安全確保を優先する。

イ 津波による氾濫の危険性がある場合には、必ず安全な場所に移動する。

ウ 災害対応従事者は、常に無線機を携行し、本部との連絡を密にして、身の安全を確保する。

第3節 地震情報の伝達計画

担当部署	対策の概要
■ 広報班	☐ 緊急情報、避難指示等の住民への周知
■ 防災班	☐ 災害情報の収集・整理に関すること ☐ 通信の確保に関すること
■ 総務班・各班	☐ 各部ならびに協力機関との連絡調整に関すること
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

地震の被害を最小限にとどめるためには、情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要であり、「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。

なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

第2 地震情報等の種類と発表

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があ

る。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等を用いて広く市民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-A L E R T)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線により、市民等への伝達を行う。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は下記の内容を市民へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・火の始末は揺れがおさまってから行う。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<注意> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	<注意> ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

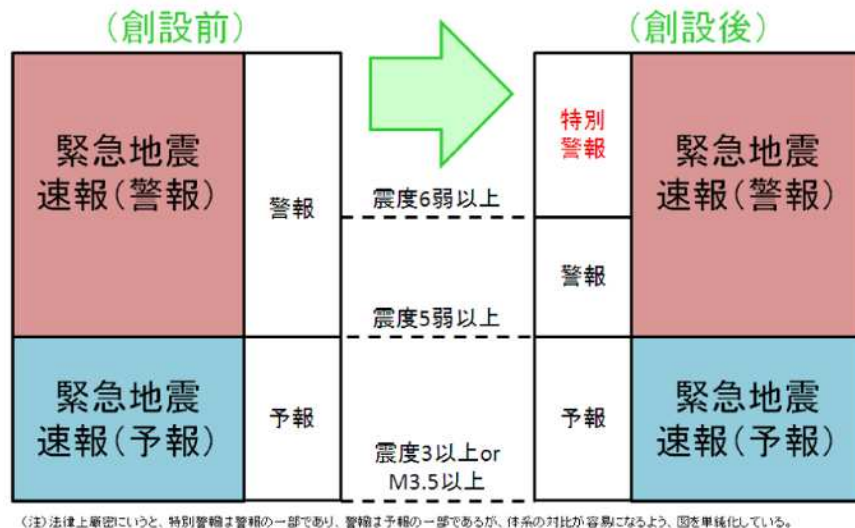
2 地震（地震動）に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成 25 年 8 月 30 日より適用）。

地震特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、緊急地震速報（震度 6 弱以上）が発表された時は、それが地震に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

特別警報の創設による地震警報体系

市民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。



3 気象台（秋田地方気象台）からの情報の伝達

(1) 秋田地方気象台は地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。

これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市等の関係機関へ伝達する。

(2) 報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を市民に広く周知することに努める。

4 その他の情報等の発表

秋田地方気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報等を発表する。

第3 地震情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

(1) 市は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。

(2) 市は、気象庁が発表した地震情報等について、県（秋田県総合防災情報システム等）を経由する連絡網等により収集する。

2 地震情報の伝達

市は、収集した地震の情報を次により伝達する。

(1) 市における措置

ア 秋田地方気象台から発表される津波予報及び津波情報、地震情報の伝達は、県総合防災課から必要に応じ市に通知される。

イ 地震情報は、市防災行政無線と県が各市町村に設置したネットワークシステムにより、自動的に震度を観測し、警報を発する。

ウ 市長は、情報の受領にあたっては関係部課に周知徹底し得るよう予め情報等の内容伝達組織を整備しておく。

エ 市長は地震情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他、関係のある公私の団体に周知徹底させる。

(2) 放送機関における措置

放送機関は、秋田地方気象台から津波予報及び津波情報、地震情報の通知を受けたときは、すみやかに放送を行うよう努める。警報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。

(3) その他の防災関係機関の措置

秋田地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送等に留意し、さらに県、市と積極的に連絡を取り、関係機関相互に協力して情報の周知徹底を図る。

3 市における地震情報の取扱い要領

(1) 地震情報は、企画政策課が受領する。

(2) 夜間、休日等勤務時間外は、宿直室で受領し伝達する。

(3) 地震情報の伝達系統は、「気象予警報及び災害情報伝達系統図」による。

資料編 2章-5節-2「気象予警報及び災害情報伝達系統図」

第4節 災害情報の収集、伝達計画

担当部署	対策の概要
■ 広報班	☐ 緊急情報、避難指示等の住民への周知 ☐ 災害情報の収集・整理、県への被害報告に関すること
■ 防災班	☐ 通信の確保に関すること
■ 総務班・各班	☐ 各部ならびに協力機関との連絡調整に関すること
■ 防災関係機関	☐ 所管施設等の被害調査及び関係機関との連絡、調整

第1 計画の方針

市は、大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、市民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

第2 情報収集体制

1 情報の収集

地震災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は所掌する事務又は業務に関し、自ら積極的に職員を動員して災害情報収集にあたる。

- (1) 災害の情報収集の取りまとめは、災害対策本部防災班が行う。
- (2) 被害及び応急対策の状況については、業務分担により各対策部がそれぞれ担当員を定め、関係機関の協力を得て実施する。
- (3) 各担当対策部は、調査結果を毎日時間（定時報告）を定め、防災班へ報告する。
- (4) 情報の収集、分析等は防災班の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- (5) 被災写真は、被災状況の確認及び記録保存のため必要であり、各調査員及び広報担当員は適宜被災箇所を選び、被災の程度、被災状況を撮影すること（被災写真には、撮影月日時刻、箇所名、被害名を記入しておく）。
- (6) 情報の収集及び伝達を迅速、的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。

2 報告通報等

(1) 異常現象発見時の措置

地震発生により被害が拡大する異常な現象を発見した場合の措置は次のとおりとする。

ア 発見者の通報

異常現象発見者は、速やかに市役所又は最寄りの市職員、消防職員、警察官へ通報する。

イ 市長への報告

発見者から通報を受けた上記関係職員は、直ちに市長へ報告する。

ウ 各関係機関への通報

市長は、通報を受けた場合、直ちに情報を確認し必要な応急措置を行うとともに、各関係機関に通報する。

(2) 通報を要する異常現象は、概ね次のとおりとする。

ア 頻発地震の地象現象

イ 顕著な地形変化等の地象現象

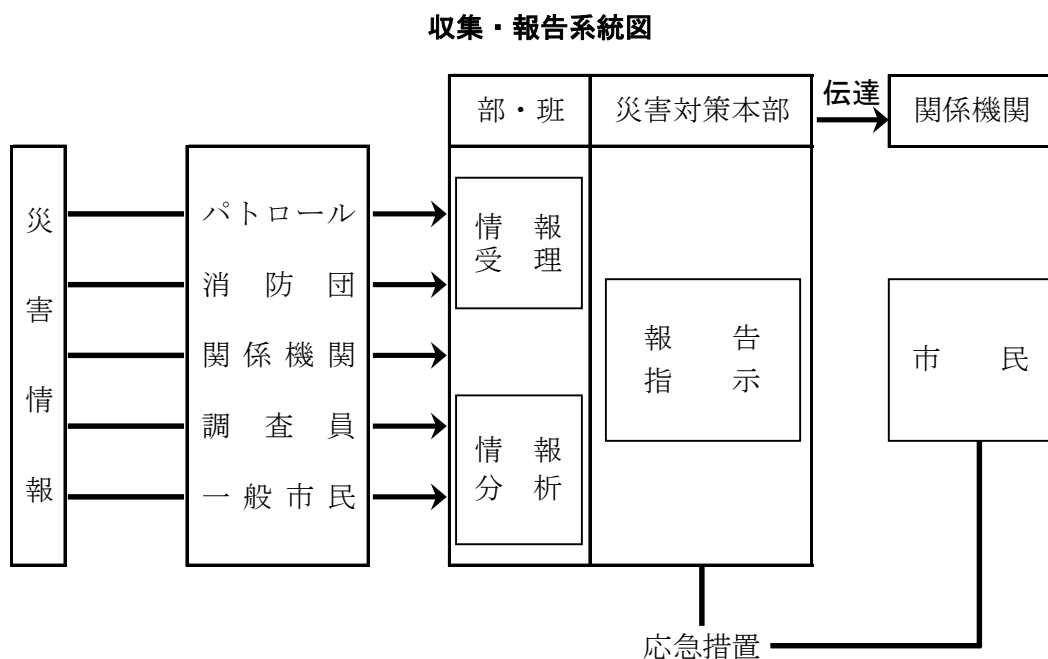
ウ 津波以外の異常潮位、又は異常波浪等の水象現象

資料編 2章-5節-1「気象予警報等の発表基準」

第3 情報の伝達等

- 1 関係機関の協力を得て、災害応急活動ができるよう必要な情報及び被害状況を収集把握するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

資料編 2章-6節-1「災害時通報指示（命令）伝達系統図」



2 住民への伝達

- (1) 男鹿市防災行政無線、電話及びサイレン、登録メール、インターネット並びに警鐘によるほか、広報車、拡声器による。
- (2) 災害に関する信号による。
- (3) ラジオ、テレビ等の放送による。

資料編 2章-6節-2「災害に関する信号」

第4 災害情報の伝達方法

地震災害時における情報の収集、伝達及び防災関係機関相互の連絡手段は次のとおりとする。

- 1 公衆電気通信施設（有線電話）の利用
- 2 災害時有線電話、非常緊急電報の利用

- (1) 「優先電話」は、加入電話23-2800番
- (2) 「非常緊急電報」は、NTT115番へその旨申し込む。

- 3 無線通信施設の利用

有線電話が途絶した場合の通信連絡は、防災行政無線、公共業務用無線を活用する。

- 4 非常無線通信の利用

災害時において有線通信が途絶し、さらに自己の無線局が不通になった場合は、他機関の最寄りの無線局に非常無線通信を依頼することができる。

ただし、非常無線通信は、無制限、無統制に運用することは通信の混乱を招来するため、必要最小限の活用を図らなければならない。

- 5 通信の優先順位

- (1) 住民に対する避難指示等、人命に関する事項の通信
- (2) 応急措置の実施に必要な通信
- (3) 津波予報及び津波情報、地震情報
- (4) その他予想される災害の実態並びにこれに対する事前措置に関する事項の通信等

第5 地震による特殊災害発生時の措置

地震被害による石油コンビナート等施設の爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統による。

第6 災害報告

1 報告系統

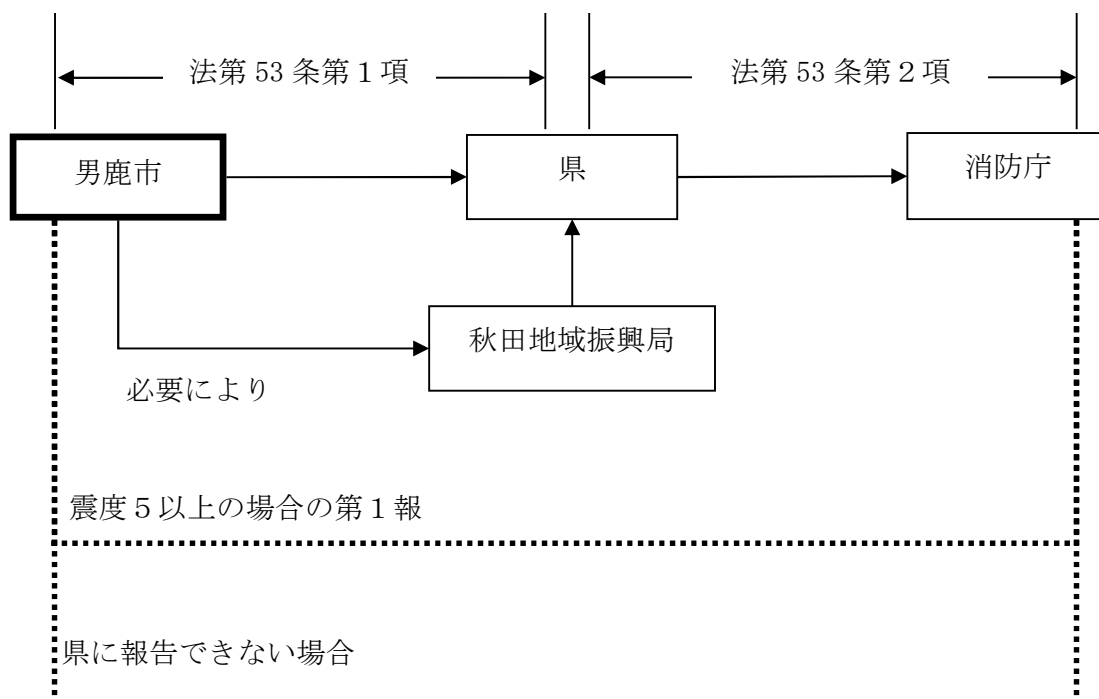
災害（火災を除く）が発生したときは、市長は各部より本部への即報を整理し、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（県が災害対策本部等を設置した場合にあっては県災害対策本部等）に報告する。

また、通信の途絶などにより県（県総合防災課又は県災害対策本部等）に報告できない場合にあっては、直接、総務省消防庁に報告する。

なお、震度5強以上の地震を観測した場合（被害の有無を問わない）は、総務省消防庁及び県総合防災課に対し、原則として覚知後30分以内に可能な限り速やかに報告する。

なお、報告系統は次のとおり。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告系統図



総務省消防庁連絡先

	平日（9:30～18:15） （応急対策室）	平日（左記時間帯以外）・休日 （宿直室）
N T T回線	T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
消防防災無線	T E L 90-49013 F A X 90-49033	T E L 90-49102 F A X 90-49036
地域衛星回線 ネットワークシステム	T E L 048-500-90-49013 F A X 048-500-90-49033	T E L 048-500-90-49102 F A X 048-500-90-49036

2 災害概況報告

災害の具体的な状況、例えば個別の災害現場の概況等を報告する場合、発災初期段階で被害状況が十分把握できていない場合（地震時の第1報で死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、【1号様式】を用いて報告する。

（1）災害の概況

- ア 発生場所、発生日時
- イ 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時
- ウ 地震による被害の状況
- エ 津波発生の概況
- オ その他これらに属する災害の概況

（2）被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。
この際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

（3）応急対策の状況

当該災害に対して、市が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告、指示を行った場合には、その日時、対象避難範囲又は地区、避難世帯・人数等について記入すること。

3 災害即報

災害状況が判明次第、その状況を【2号様式】により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

4 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に【2号様式（確定）】により報告する。

5 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により翌年の4月30日までに報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したもの。

6 報告の様式は、被害の認定基準に基づき、被害報告を行う。

資料編 2章-6節-4「被害の認定基準」

資料編 2章-6節-5「被害報告の様式」

第5節 ライフライン施設応急復旧計画

担当部署	対策の概要
■ 下水道班	☐ 下水道施設、設備の復旧に関すること
■ 水道班	☐ 水道施設の応急並びに復旧対策に関すること
■ 関係各班	☐ 各施設の応急並びに復旧対策に関すること
■ 防災関係機関	☐ 各事業者

第1 計画の方針

大規模地震災害により、上下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、被災住民の生活の安全と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、地震後の二次災害防止のため、所要の措置を講ずる。

第2 水道施設

1 実施主体

水道施設の応急復旧の実施責任者は、企業管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

企業管理者は地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努めるとともに、消防機関との連絡を保持する。また、住民から直接情報を収集する。

(2) 応急復旧

ア 地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに送水・給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定しあらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

イ 水道施設の復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

取水（水源）、導水、浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次に主要送配水管、配水本管、配水小管、給水装置の順に復旧する。なお、医療機関、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、可能な限り優先して復旧する。

(3) 応援要請

ア 企業管理者は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道工事事業者等に応援、協力を求める。

イ 企業管理者は、応急給水、応急復旧作業等について独自に処理できないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請する。

ウ 自衛隊の応援を必要とする場合は、その旨を県に派遣要請する。

(4) 広報活動

企業管理者は、被害状況及び応急復旧の見通し、断減水の状況、給水情報などについて、関係機関へ通報するとともに、市民に対しても防災行政無線、テレビ、ホームページ、公式SNS、広報車、報道機関等により周知徹底を図る。

第3 下水道施設

1 実施主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、企業管理者とする。

2 実施要領

(1) 下水道対策本部の立上げ

ア 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。

イ 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。

(2) 被害状況等の情報収集

ア 処理場・ポンプ場の被害状況、停電状況等を確認する。

イ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集する。

(3) 都道府県、市町村災害対策本部、関連行政部局への連絡

県、市町村、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保する。

(4) 緊急点検、緊急調査

ア 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施する。

イ 重要な幹線等の目視調査を実施する。

(5) 汚水溢水の緊急措置

備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応できない場合には汚泥吸引車の手配及び措置を依頼する。

(6) 緊急輸送路における交通障害対策

関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する。

(7) 支援要請及び受援体制の整備

他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備する。

(8) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、機能的被害を調査のうえ、下水の疎通回復を重点に応急復旧工事を実施する。

イ ポンプ場の被害に対しては、機能的被害を調査のうえ、排水機能の回復を重点に応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

(9) 広報活動

防災行政無線、テレビ、ホームページ、公式SNS、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

第4 電気施設

1 実施主体

電気施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力ネットワーク（株）秋田支店長とするが、当該地域における責任者は東北電力ネットワーク（株）秋田電力センター長とする。

2 実施要領

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については東北電力㈱の実施計画の定めによる。

3 広報活動

被災状況及び応急復旧の見通しについて、関係機関へ通報するとともに、停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ・ラジオ・新聞・広報車・パンフレット・チラシ・ウェブサイト、市所有の防災行政無線等を利用して、電力施設の被害状況及び復旧の見通しについての広報を行う。

第5 都市ガス施設

1 実施主体

都市ガス施設の応急復旧の実施責任者は、企業管理者とする。

2 実施要領

都市ガス施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、企業管理者の実施計画の定めによる。

3 広報活動

(1) 被害発生直後は、防災行政無線・広報車・報道機関等を通じて「ガスコンロの火を消すこと」、「臭気等で異常を感じたらメーターガス栓を閉止すること」を周知する。

ガスの供給を停止した場合は、以下の周知をする。

ア ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合はその地区を分かりやすく）

イ メーターガス栓、ガス栓、器具栓を閉めておくこと

ウ ガス事業者が安全を確認するまでは、ガスを使用しないこと

エ 復旧の見通し

(2) 関係機関、報道機関に対し、以下の周知と協力を要請する。

ア ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合はその地区を分かりやすく）

イ ガス事業者の保安体制・広報体制

ウ 保安確保のための協力要請、需要家への広報の協力要請

エ 復旧の見通し

第6 電信電話施設

1 NTT東日本秋田支店

(1) 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、NTT 東日本株式会社秋田支店（以下「NTT東日本秋田支店長」という。）とする。

(2) 実施の要領

電信・電話施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、NTT 東日本株式会社宮城支店の実施計画の定めによる。

(3) 広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、広報車及びホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況

イ 通信の途絶又は利用制限の状況と理由

ウ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ

エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段

オ 住民に対して協力を要請する事項

カ その他必要な事項

2 株式会社 NTT ドコモ東北支社秋田支店

(1) 実施の主体

移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、株式会社 NTT ドコモ東北支社秋田支店長とする。

(2) 実施の要領

移動通信設備等の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、(株) NTT ドコモの実施計画の定めによる。

(3) 広報活動

ア 災害の発生するおそれのある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接周知する。

第6節 被災建築物等の応急危険度判定 及び応急仮設住宅等の建設

担当部署	対策の概要
■ 建築班	☐ 建築物の被害調査に関すること ☐ 建築物の被害調査に関すること
■ 防災関係機関	☐ 応急仮設住宅の建設並びに住宅の応急修理に関すること

第1 計画の方針

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活をするようになるが、その生活が長期間にわたることとは避けなければならない。

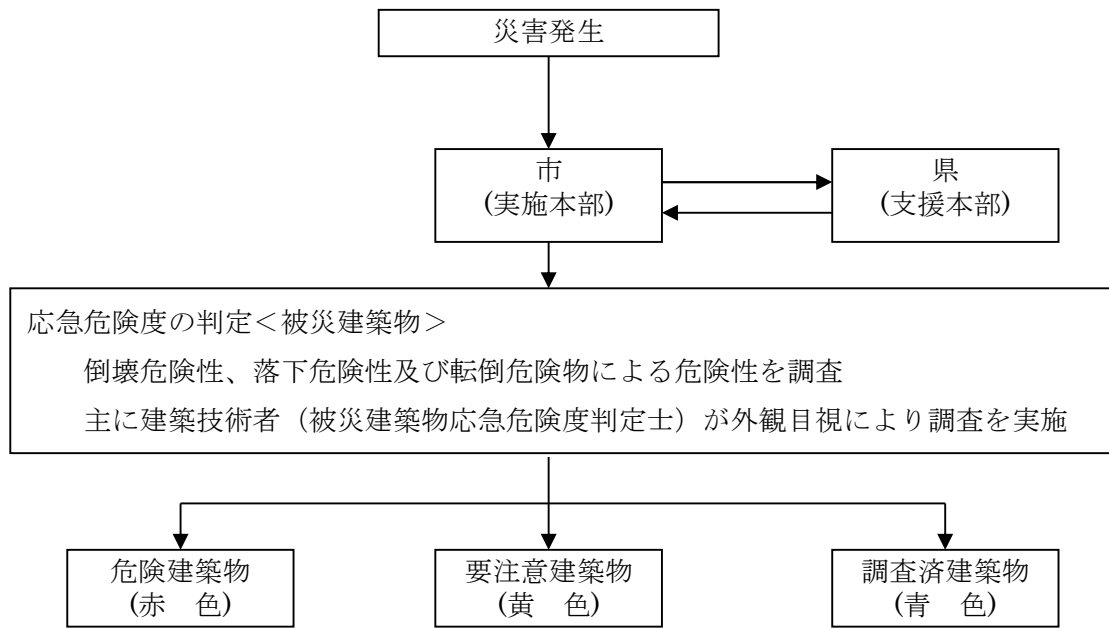
このため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 建物等の被害調査

市は、大規模災害時の被災建築物や被災宅地による二次災害を防止するため、建築物等の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

1 被災建築物応急危険度判定

市は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。



2 被災宅地危険度判定

市は、県の支援を受けて「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

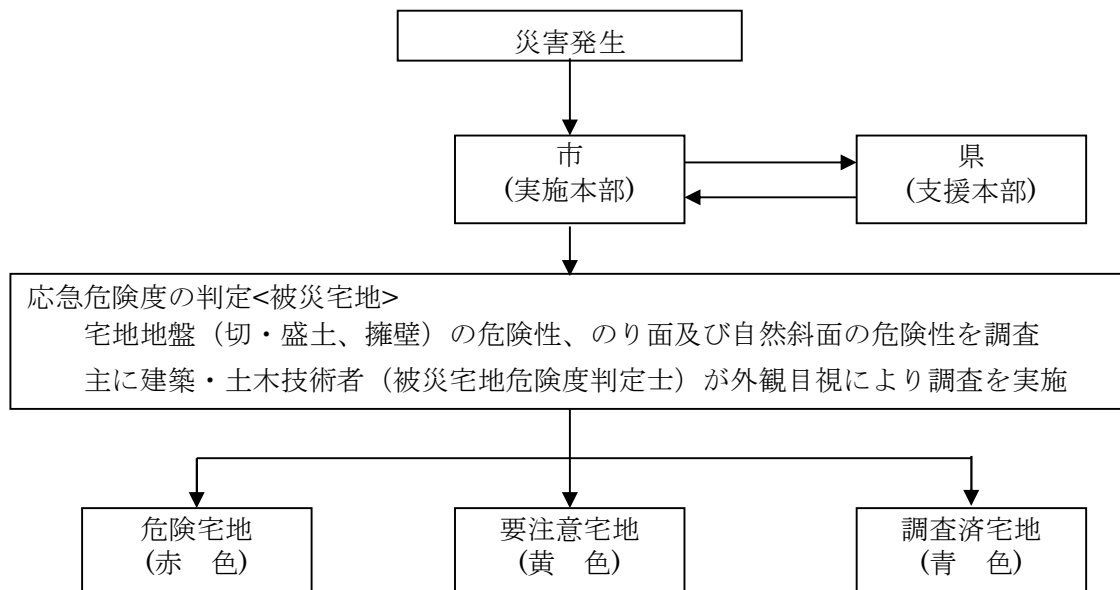
（1）被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

イ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



第3 応急仮設住宅

1 応急仮設住宅の整備

災害救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅の建設は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合は、市長が行う。

(1) 入居対象者

住宅が全壊・全焼又は流失等により滅失し、居住する住宅を確保できない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められるもの。

(2) 設置規模

1戸当りの床面積及び費用は、災害救助法に定めるとことによる。

建物の構造は、県で定める災害応急仮設住宅仕様を準用し、高齢者・障がい者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、完成の日又は借り上げの日から、原則として2年以内とする。

(4) コミュニティ住環境の配慮

ア 応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、地域のコミュニティ環境に配慮するとともに、適切な運営管理を行う。

イ 入居者によるコミュニティの形成及び運営において、男女共同参画を推進し、地域ごとの生活者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアを支援する。

(5) 応急仮設住宅建設予定地

建設用地については、公園及び公共施設等の空地で、り災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。

2 民間賃貸住宅の借上

市は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げるため、県と連携し、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅等の空き家情報を把握する。

第4 公営住宅等の活用等

市は、災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して一時的な居住の場として公営住宅等のあっせんを行う。

第5 住宅の応急修理

1 修理の対象住宅

- (1) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない状態にある住宅
- (2) 自らの資力で応急修理ができない者の所有する住宅

2 応急修理の範囲

修理対象は、居室、炊事場及び便所など、日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、災害救助法に定めた額の範囲内とする。

3 応急修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了すること

第7節 二次災害・複合災害防止対策

担当部署	対策の概要
■ 防災班	☐ 情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整
■ 防災関係機関	☐ 広報の実施

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対応の優先順位をつけ具体的なスケジュールを立案し対策の実施に努める。

第2 複合災害軽減対策

- 1 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 2 市は複合災害時には、国、県とも連携し、複合災害時に相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制、複数の通信手段の確保に努める。
- 3 県、市、防災関係機関及び原子力事業者、危険物施設等事業者は、複合災害時の情報伝達にあたり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
- 4 複合災害時において、県、市、防災関係機関及び原子力事業者、危険物施設等事業者は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。
- 5 爆発危険物等

石油コンビナート等の危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止、施設の点検・応急措置を行う。